

○草加市障害児就学支援委員会条例

昭和 6 2 年 3 月 2 4 日

条例第 5 号

改正 平成 1 1 年 1 2 月 2 2 日条例第 2 7 号

(題名改称)

平成 1 8 年 1 2 月 2 7 日条例第 5 7 号

(題名改称)

(設置)

第 1 条 障害のある児童及び生徒並びに就学時の幼児（以下「障害児」という。）に対し、適正な就学に係る教育的支援を行うため、草加市障害児就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）を設置する。

(平 1 1 条例 2 7 ・ 平 1 8 条例 5 7 ・ 一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 就学支援委員会は、草加市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害児の障害の種類及び程度の判断に関すること。
- (2) 障害児の就学に係る教育的支援に関すること。

(平 1 1 条例 2 7 ・ 平 1 8 条例 5 7 ・ 一部改正)

(組織)

第 3 条 就学支援委員会は、委員 1 5 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 医師
- (3) 臨床心理士
- (4) 小・中学校教員

(平 1 1 条例 2 7 ・ 平 1 8 条例 5 7 ・ 一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 就学支援委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、就学支援委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平18条例57・一部改正)

(会議)

第6条 就学支援委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 就学支援委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(平18条例57・一部改正)

(関係者の出席)

第7条 就学支援委員会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平18条例57・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、就学支援委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が就学支援委員会に諮って定める。

(平11条例27・旧第9条繰上、平18条例57・一部改正)

附 則

この条例は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第27号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成18年条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の第3条の規定により委嘱された委員は、改正後の同条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、改正前の同条の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。